

## USPTO、意匠の代理人資格の制度を創設する規則改正案を公表

2023年5月16日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、福岡

USPTOは、5月16日付の官報<sup>1</sup>で、意匠（デザイン特許）の代理人資格の制度を特許（実用特許）とは別に創設する特許規則案を公表した。規則案への意見は2023年8月14日まで受け付けるとしている。

現在、USPTOに対して代理人として特許関係手続を行うには、実用特許・デザイン特許の区別なくUSPTOが行う登録試験（いわゆるPatent Bar Exam）に合格した上で、USPTOに代理人として登録される必要がある。Patent Bar Examの受験資格として、現在は工学、化学、物理学など、理工系の学士以上の学位取得や、理工系の科目習得などが求められている。

改正案では、受験資格として新たに工業デザイン、製品デザイン、建築、美術（fine/studio arts）、応用美術、グラフィックデザイン、美術教育のデザイン系の学士以上の学位取得も認めるとしている。デザイン系の学位で受験し合格した場合には、デザイン特許に関する業務のみを行うことができるとしている。

デザイン特許の代理人資格の制度の創設については、USPTOが2022年10月18日から意見募集<sup>2</sup>を開始しており、2023年1月31日に意見募集を終了している。USPTOによると、意見募集に対して21件のコメントが寄せられ、そのうち13件が賛成する意見であったとしている。賛成の理由としては、デザイン特許の代理人の質・代表性（Representation）が高まること、代理人間の競争が促進され、デザイン特許の取得コストが下がること、出願人のニーズに合わせた経歴を持つ代理人が増えることなどが挙げられたとしている。

USPTOのVidal長官は、「デザイン分野で活躍する人々の経歴に即したデザイン特許の代理人制度を創設することで、USPTOに対する手続への参加機会を拡大し、付与する知財の頑強性と信頼性をより確保できる」と発言している。

また、Patent Bar Examについては、USPTOが5月16日付の官報<sup>3</sup>で受験要綱（General Requirements Bulletin<sup>4</sup>）の改定を公表した。受験資格として認められる学位を3年ごとに見直すこと、受験資格のある学位として認められるコンピューターサイエンス関連の学士号の対象拡大等が改定内容としている。これらの改定については、デザイン特許の代理人資格の制度の創設に関する意見募集の中で改定の要否について意見を募集していた。

（以上）

<sup>1</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-05-16/pdf/2023-10410.pdf>

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2022/20221028.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2022/20221028.pdf)

<sup>3</sup> <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-05-16/pdf/2023-10409.pdf>

<sup>4</sup> [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OED\\_GRB.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/OED_GRB.pdf)